

動物の愛護及び管理に関する法律等の一部を改正する法律等の施行等の在り方について（第4次答申案。「適正な飼養管理基準の具体化（マイクロチップ）」に係る基準省令の改正）

I 背景・経緯

令和元年6月19日、動物の愛護及び管理に関する法律等の一部を改正する法律（令和元年法律第39号。以下「改正法」という。）が公布された。これを受け、改正法の施行に必要となる事項の検討のため、令和元年10月8日、環境大臣より中央環境審議会に対して、動物の愛護及び管理に関する法律等の一部を改正する法律の施行等の在り方について諮問がなされ、中央環境審議会議事運営規則（平成13年1月15日中央環境審議会決定）第5条に基づき、令和元年10月9日に動物愛護部会に付議された。

この諮問については、動物愛護部会での審議を経て、中央環境審議会会長から環境大臣に対して令和2年1月24日に第1次答申が、同年3月26日に第2次答申が、令和3年1月7日に第3次答申がなされた。

直近の第3次答申では、諮問9等について、「第一種動物取扱業者及び第二種動物取扱業者が取り扱う動物の管理の方法等の基準を定める省令（基準省令）」を新たに制定することを答申し、これを受けて、基準省令が令和3年4月1日に制定・公布された。また、以下のとおり、マイクロチップの装着等に関する規定を基準省令に位置付けることを、将来の検討課題としていた。

今般、改正法におけるマイクロチップに関する規定の施行に向け、基準省令において、犬猫等販売業者が所有する犬及び猫へのマイクロチップの装着を義務化することについて検討を行ったことから、諮問9への追加的対応として、第4次答申を取りまとめた。

●動物の愛護及び管理に関する法律等の一部を改正する法律等の施行等の在り方について（第3次答申）（抄）

III 答申の内容

4. 環境省令に規定する事項

（5）マイクロチップ関連規定の基準省令への位置づけ

令和4年6月1日に施行される犬及び猫へのマイクロチップの装着等の義務化に当たり、犬猫等販売業者による当該義務の履行を一層担保するとともに、繁殖年齢等に係る遵守基準の遵守状況の確認を確実なものとするために、法第21条第1項に基づき環境省令で定める基準に犬及び猫へのマイクロチップの装着等を規定することにより、自治体が必要に応じて勧告、命令等を行える仕組みが必要である。この点については、法第39条の2から第39条の26に定めるマイクロチップ関連条項から委任される環境省令の検討を行う際に、あわせて検討し、規定することとする。

II 答申の内容

【諮問9】法第21条第1項の規定に基づき環境省令で定める、第一種動物取扱業者が取り扱う動物の管理の方法等に関する基準について

1. 環境省令に規定する事項の概要

第一種動物取扱業者及び第二種動物取扱業者が取り扱う動物の管理の方法等の基準を定める省令（令和3年環境省令第7号）を改正し、

- 改正法の施行日以降、第一種動物取扱業者のうち犬猫等販売業者が所有する犬又は猫について、マイクロチップを装着し、環境大臣の登録を受けること
- 改正法の施行時点で犬又は猫（繁殖の用に供することをやめた犬又は猫を除く。）を所有する犬猫等販売業者は、当該犬又は猫の子の譲渡しの日までに、当該犬又は猫にマイクロチップを装着し、環境大臣の登録を受けるよう努めること
- 第一種動物取扱業者のうち犬猫等販売業者が犬又は猫を譲り渡す場合、当該犬又は猫に係る繁殖管理台帳の写しとともに譲り渡すこと

を規定することが適切である。

2. 環境省令に規定する事項

第一種動物取扱業者及び第二種動物取扱業者が取り扱う動物の管理の方法等の基準を定める省令（令和3年環境省令第7号。以下「基準省令」という。）にマイクロチップの装着等に係る第一種動物取扱業者の新たな遵守基準等を定める。

- 販売業者、貸出業者及び展示業者にあっては、他の販売業者、貸出業者又は展示業者に犬又は猫を譲り渡す場合にあっては、第2条第6号ハに掲げる動物の繁殖の実施状況について記録した台帳の写しも併せて譲り渡すものとすること。（基準省令第2条第6号への追加）
- 販売業者にあっては、犬又は猫を取得したときは、当該犬又は猫を取得した日（生後90日以内の犬又は猫を取得した場合には、生後90日を経過した日）から30日を経過する日（その日までに当該犬又は猫の譲渡しをする場合には、その譲渡しの日）までに、当該犬又は猫にマイクロチップを装着し（法第39条の2第1項のやむを得ない事由に該当するときを除く。）、法第39条の5第1項に基づく環境大臣の登録（登録を受けた犬又は猫を取得した場合にあっては、同法第39条の6第1項に基づく変更登録）を受けること。（基準省令第2条第7号への追加）
- この省令の施行の際に犬又は猫（繁殖の用に供することをやめた犬又は猫を除く。）を所有する販売業者は、当該犬又は猫の子の譲渡しの日までに、当該犬又は猫にマイクロチップを装着し、法第39条の5第1項に基づく環境大臣の登録を受けるよう努めなければならないこと。（附則において規定）